地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業　自主点検シート　[令和４年１０月版]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 名称 | 　 |
| 所在地 | 〒志木市 | ＴＥＬ |  |
| 設置者 | 設置主体 | □個人　　　□株式会社　　　□社会福祉法人　　　□医療法人　　　□ＮＰＯ法人　　□その他法人（　　　　　　　）　　　□任意団体（保護者が共同で設置しているもの等） |
| 設置者名 | 　 |
| 設置者住所 | 　 | ＴＥＬ |  |
| 代表者名 | （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職名） |
| 管理者 | 氏名 | （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職名） |
| 住所 | 　 | ＴＥＬ |  |
| 事業開始年月日 | 　 |
| 系列施設 | □あり［系列施設数　　か所〔直営店・ＦＣ〕　うち都道府県内　　か所］※当該施設を含めた数□なし |
| 設置者が保育事業を委託している場合 | 委託先の法人名 |  |
| 委託先法人の所在地 |  |
| 記入年月日 |  | 記入者 |  |

志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： ０４８－４５６－５３６５（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |
| --- |
| 自主点検シートについて　・　このシートは、下記①～③を基に、施設において自主点検が可能なシートとして整理したものです。　　①「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）②「志木市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（令和3年志木市告示第56号）③「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けＦＡＱ（2022年7月7日版）　・　市が実地指導を行う際には、事前に施設でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。　　　実地指導当日は、この自主点検シート及び運営状況報告に沿って施設の運営状況を確認しますので、施設の方でも、それぞれその写しを保管しておいてください。　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。 |

（目次）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | 2 |  |  |  |
| 第２　保育室等の構造、設備及び面積 | 2 |  |  |  |
| 第３　非常災害に対する措置 | 2 |  |  |  |
| 第４　保育の内容 | 3 |  |  |  |
| 第５　給食 | 3 |  |  |
| 第６　健康管理・安全確保 | 3 |  |
| 第７　利用者への情報提供 | 4 |  |
| 第８　備える帳簿等 | 4 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **確認事項** | **点検結果** | **不適合の場合：その状況・改善方法** |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 |
| 1 保育従事者の数 | 1)　保育に従事する者の数は、満３歳以上満４歳未満の幼児概ね２０人につき１人以上としていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　保育に従事する者の数は、満４歳以上の幼児概ね３０人につき１人以上としていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　保育に従事する者の数は、常時２人を下回っていませんか。 | □いる□いない |  |
| ※集団活動に従事する者の数は、３歳児（幼児概ね２０人につき１人。）、４歳以上児（幼児概ね３０人につき１人。）それぞれ小数点第１位（小数点第２位以下は切り捨て。）まで算出し、その合計の端数（小数点第１位）は四捨五入して算出すること。※集団活動に従事する者の配置及び有資格者の割合については、子どもの安全確保に直結することから、国の基準でも必須の基準としている。従って、集団活動時に集団活動に従事していることを、雇用契約又はそれに相当する市町村が認める誓約書等の書類によって確認できた者について、「集団活動に従事する者」とみなすことは可能である。 |
| 2 保育従事者の資格 | 1)　保育に従事する者の概ね３分の１は、幼稚園教諭、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う | □いる□いない |  |
| 　保育に従事する者に関する研修を修了した者としていますか。 |
| ※有資格者の数は集団活動に従事する者の概ね３分の１以上とされているが、この場合の集団活動に従事する者の数は、実際に配置されている集団活動従事者の数ではなく、幼児数に応じて算出される集団活動従事者の必要数である。※有資格者数の数を算出する際は、小数点第１位を四捨五入し、整数で算出すること。※幼稚園教諭：教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者である。 |

|  |
| --- |
| 第２　保育室等の構造、設備及び面積 |
| 1 保育室等の構造、設備及び面積 | 1)　保育室の面積は、概ね幼児１人当たり１．６５㎡以上確保されていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　トイレには手洗設備が設けられていますか。また、保育室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるもの | □いる□いない |  |
| 　になっていますか。 |
| 3)　必要な遊具、保育用品等を備えていますか。 | □いる□いない |  |
| ※保育室の面積は、当該施設において、保育室として使用している部屋の面積であって、調理室やトイレ等は含まない。※面積は、内法面積（壁や柱で囲まれた内側で測定した面積）から、造付け・固定造作物（ロッカー、収納スペース、児童用荷物収納棚、手洗い器等）やピアノ・オルガン等を除いた有効面積で算出する。 |

|  |
| --- |
| 第３　非常災害に対する措置 |
| 1 消火用具・非常口の設置 | 　消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていますか。 | □いる□いない |  |
| 2 非常災害に対する具体的計画の策定等 | 　非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 | □いる□いない |  |
| ※非常災害：火災や風水害、土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害※具体的な計画：消防計画の策定・届出、防火管理者の選任・届出は、従業者の数と利用幼児の数を合算した数が３０人以上の施設では、消防法の規定によって義務付けられている。　なお、３０人未満の施設であっても、幼児の安全確保の観点から届出が望ましいとされている。※非常災害に対する具体的な計画については、幼稚園や保育園での計画の例を参照するほか、以下の手引等も参考に、施設等の実態に即した形で計画等を策定すること。○学校の危機管理マニュアルの作成の手引○学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引 |
| 3 避難消火等の訓練 | 　消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を定期的に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※定期的な訓練の実施については、幼稚園や保育園での訓練の例を参照するほか、以下の手引等も参考に、施設等の実態に即した形で計画等を策定すること。○学校の危機管理マニュアルの作成の手引○学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引 |
| 4 保育室を２階、３階に設ける場合の措置 | 1) 保育室を２階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物になっていますか。 | □いる□いない |  |
| 2) 保育室を３階に設ける建物は、耐火建築物になっていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　耐火建築物：建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物　　準耐火建築物：建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物 |

|  |
| --- |
| 第４　保育の内容 |
| 1 保育の内容 | 1)　幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画を策定し、実施していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していますか。 | □いる□いない |  |

|  |
| --- |
| 第５　給食 |
| 1 給食 | 1)　児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容としていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　調理は、あらかじめ作成した献立に従って行っていますか。 | □いる□いない |  |

|  |
| --- |
| 第６　健康管理・安全確保 |
| 1 幼児の健康管理 | 幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理していますか。 | □いる□いない |  |
| ※「登・降園時の健康観察」や「幼児・職員の健康診断」などを想定しており、少なくとも国が参考様式として示している基準適合審査申請書の「（９）健康管理・安全確保」の中にある全ての項目は満たしている必要がある。　①登・降園時の健康観察　②健康診断（幼児） |
| 2 幼児の安全管理 | 幼児の安全に配慮した活動を行うため、必要な安全管理を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※「登・降園時の健康観察」や「幼児・職員の健康診断」などを想定しており、少なくとも国が参考様式として示している基準適合審査申請書の「（９）健康管理・安全確保」の中にある全ての項目は満たしている必要がある。　①健康診断（職員）　②常備している医薬品等（消毒液、絆創膏、包帯、ハサミ、ピンセット等）　③安全管理マニュアル　④賠償責任保険、傷害保険、その他（火災保険等）　⑤送迎バス運行時の安全管理（送迎時の乗車・降車確認、送迎職員と施設職員の情報共有、バス送迎の安全徹底マニュアルの作成等）※万が一の事故への備え（人的・物的損害等に対する補償等）として、賠償責任保険など何らかの保険へ加入していることを必須としているが、保険の種類、被保険者の範囲や保証の内容などについては、特に限定するものではない。 |

|  |
| --- |
| 第７　利用者への情報提供 |
| 1 利用者への説明・情報提供 | 　活動の内容に応じて、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行っていますか。 | □いる□いない |  |

|  |
| --- |
| 第８　備える帳簿等 |
| 1 職員・幼児の帳簿の整備 | 職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備し、事業が終了した翌年度から５年間保管していますか。 | □いる□いない |  |
| ※「職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等」は、幼児の在籍状況がわかる学齢簿や出席簿、利用料の支払い状況が分かる収支簿の控えなどが考えられる。 |
| 2 会計処理 | 1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示していますか。 | □いる□いない |  |
| 2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成していますか。 | □いる□いない |  |
| 3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように、必要な会計事実を明瞭に表示していますか。 | □いる□いない |  |
| 4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更していませんか。 | □いる□いない |  |